(五) (四)の指定を受けた者（以下「特定倉庫業者」という。）は、定期に、(一)の措置の実施に関する中長期的な計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならないこととした。（第五六条関係）

(六) 特定倉庫業者は、毎年度、(一)の措置の実施の状況に関し、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならないこととした。（第五七条関係）

(七) 国土交通大臣は、特定倉庫業者の(一)の措置の実施に関する状況が、(二)の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定倉庫業者に対し、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができ、当該特定倉庫業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ、当該特定倉庫業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第五八条関係）

(八) 国土交通大臣は、(四)の指定等を行うために必要な限度において、倉庫業者に対し、その貨物の保管量の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、倉庫業者の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができることとした。（第五九条関係）

13　第一種荷主との間で運送契約を締結する場合における貨物自動車運送事業者に係る特別の措置等

第一種荷主との間で運送契約を締結する貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業者は、当該第一種荷主から引き受けた貨物の運送について他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合等は、その利用する運送に係る貨物について当該第一種荷主からその実施する11の(一)の措置に関し協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めなければならないこととした。（第六〇条関係）

14　連鎖化事業者に係る措置

(一) 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標等を使用させ、商品の販売等に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者であって、当該契約に基づき、当該契約の相手方（以下「連鎖対象者」という。）と運転者との間の貨物の受渡しの日等を運転者に指示することができるもの（以下「連鎖化事業者」という。）は、当該連鎖対象者が取り扱う貨物について、当該貨物を運送する運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第六一条関係）

(二) 連鎖化事業所管大臣は、(一)の措置に関し、連鎖化事業者の判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第六二条関係）

(三) 連鎖化事業所管大臣は、連鎖化事業者の(一)の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該連鎖化事業者に対し、当該措置の実施について必要な指導及び助言をすることができることとした。（第六三条関係）

(四) 連鎖化事業所管大臣は、連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者の連鎖対象者が運転者から受け取る貨物等について年度の貨物の合計の重量が一定以上であるものを、運転者の荷待ち時間の短縮及び運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加に特に寄与する必要がある者として指定することとした。（第六四条関係）

(五) (四)の指定を受けた者（以下「特定連鎖化事業者」という。）は、定期に、(一)の措置の実施に関する中長期的な計画を作成し、連鎖化事業所管大臣に提出しなければならないこととした。（第六五条関係）

(六) 特定連鎖化事業者は、(五)の中長期的な計画の作成等の業務を統括管理する者を選任しなければならないこととした。（第六六条関係）

(七) 特定連鎖化事業者は、毎年度、(一)の措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を連鎖化事業所管大臣に報告しなければならないこととした。（第六七条関係）

(八) 連鎖化事業所管大臣は、特定連鎖化事業者の(一)の措置の実施に関する状況が、(二)の判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定連鎖化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ、当該特定連鎖化事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができることとした。（第六八条関係）

(九) 連鎖化事業所管大臣は、(四)の指定等を行うために必要な限度において、連鎖化事業者に対し、その連鎖対象者の貨物の受渡しの状況に関し報告をさせ、又はその職員に、連鎖化事業者の事務所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができることとした。（第六九条関係）

(一〇) 国土交通大臣は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化を図るため特に必要があると認めるときは、(三)及び(八)の規定の運用に関し、連鎖化事業所管大臣に意見を述べることができることとした。（第七〇条関係）

15　国による調査

国は、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化のために必要があると認めるときは、10の(二)、11の(二)、12の(二)及び14の(二)の判断の基準となるべき事項について調査を行い、その結果を公表することとした。（第七一条関係）

16　罰則

罰則について、所要の規定を設けることとした。（第七五条～第八〇条関係）

二　貨物自動車運送事業法の一部改正関係

1　書面の交付

真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のものをいう。以下同じ。）及び一般貨物自動車運送事業者は、運送契約を締結するときは、運送の役務の内容及びその対価等を書面に記載して相互に交付しなければならないこととした。（第一二条関係）

2　他の一般貨物自動車運送事業者の行う貨物の運送を利用する場合の措置

(一) 一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときは、当該他の一般貨物自動車運送事業者に係る一般貨物自動車運送事業の健全な運営の確保に資するための措置（以下「健全化措置」という。）を講ずるよう努めなければならないこととした。（第二四条第一項関係）

(二) 一般貨物自動車運送事業者は、自らが引き受けた貨物の運送について他の一般貨物自動車運送事業者の行う運送を利用するときは、当該他の一般貨物自動車運送事業者に対し、運送の役務の内容及びその対価等を記載した書面を交付しなければならないこととした。（第二四条第二項関係）

3　特別一般貨物自動車運送事業者

(一) 貨物自動車利用運送を行う一般貨物自動車運送事業者（その行う貨物自動車利用運送の規模が一定以上であるものに限る。以下「特別一般貨物自動車運送事業者」という。）は、健全化措置の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならないこととした。（第二四条の二第一項関係）

(二) (一)の規程には、健全化措置を実施するための事業の運営の方針に関する事項等を定めておかなければならないこととした。（第二四条の二第二項関係）

(三) 特別一般貨物自動車運送事業者は、その事業における健全化措置の実施及びその管理の体制を確保するため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者のうちから、運送利用管理者一人を選任しなければならないこととした。（第二四条の三第一項関係）

(四) 運送利用管理者は、健全化措置を実施するための事業の運営の方針の決定等の職務を行うこととした。（第二四条の三第二項関係）

(五) 運送利用管理者は、誠実にその職務を行い、その特別一般貨物自動車運送事業者の運送契約の相手方が一の11の(六)の者を選任している場合には、当該者と連携しなければならないこととした。（第二四条の四第一項及び第二項関係）